

新型コロナウイルス関連情報(日本帰国・入国時の水際対策措置の見直し)

3月1日以降、日本帰国・入国後の待機期間等が変更となり、オーストリアから帰国・入国される方については検疫所指定の宿泊施設での3日間の待機は求められなくなります。

新たな水際対策措置の概要は以下のとおりです。

1 日本入国後の待機期間

(1) 検疫所指定の宿泊施設での待機対象となっていない国・地域からの入国者(オーストリアからの入国者はこれに含まれます)

- ワクチンを3回接種された方: 入国後の自宅等待機は求められません。
- ワクチンを3回接種していない方: 原則7日間の自宅等待機が求められます。ただし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続は求められません。

(2) 検疫所指定の宿泊施設での待機対象となっている国・地域からの入国者

- ワクチンを3回接種された方: 原則7日間の自宅等待機が求められます。ただし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続は求められません。
- ワクチンを3回接種していない方: 検疫所が指定する宿泊施設での3日間の待機を求められ、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅等待機は求められません。

2 公共交通機関の使用

入国後、自宅等待機のための自宅等までの移動については、検査後24時間以内に限り、公共交通機関を使用することができます。

措置の変更の詳細は、以下のサイトにてご確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置(27)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0224_27.pdf

「厚生労働省 HP(今回の水際措置の変更についての Q&A)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000901838.pdf>

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0224_list.pdf

問い合わせ窓口

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

3 その他

入国の際に求められる「陰性であることを示した検査証明書」、「誓約書」、「質問票」は引き続き求められます。

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域が今後別途指定された場合には、当該国・地域からの入国者は、自宅等での14日間の待機等が求められます。

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01) 531920

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>